

本校のコロナウイルス感染拡大防止のための主な取組及び対応

- (1) 生徒には、登下校時及び校内では、原則としてマスクを着用させます。
- (2) 教師は授業中、マスクを着用します。
- (3) 教室、廊下、共用の教材、教具、情報機器などの除菌を徹底します。
- (4) 教室の座席は、通常よりも間隔を広く取った形とします。
- (5) 以下の学習活動は、特に重点的に、身体的距離の確保と対面しない形での実践を徹底し、回数、時間、グループの人数などを制限しながら指導を行います。

①理科の観察 ②歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動 ③調理実習

- (6) 話し合いやペアワークなどの活動は、生徒の間隔を十分に取り、全員のマスク着用を再確認した上で行います。
- (7) 音声を発する活動の中で、付せんやボードなどを活用するなどして、書く形態に代替できるものは、形態を工夫して行います。
- (8) 教員による机間指導は、生徒と一定の距離をとりながら、必要に応じて複数回に分けるなどして1回あたりの指導時間が長くなりすぎないようにします。
- (9) 図書室など、特別教室にて生徒が授業を受ける際は、その事前と事後の手指消毒をするよう指導します。
- (10) 以下に該当する場合は所定の手続きの上、出席停止扱いとしますので、速やかにご連絡ください。
 - ①生徒の感染が判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - ②生徒に発熱等の風邪の症状がみられ、感染が疑われる場合
 - ③医療的ケアが日常的に必要な生徒や基礎疾患等のある生徒が感染予防のために欠席する場合